

松島飛行場の第1種区域等の見直しは住民の意見が十分に反映されるよう県に要望する意見書

松島飛行場の第1種区域等の見直しは、住民の要望を十分に反映した線引きとするよう国の関係省庁との調整及び資料の提供等行うよう強く要望します。

松島基地は昭和17年旧海軍航空隊の基地として発足、終戦後は米軍により接收、その後防衛庁に返還され、何度かの変遷を経て、平成16年3月、21飛行隊はF-2配備により新たな航空自衛隊の教育体系の中、本格的な飛行教育が開始された。

新市「東松島市」の旧矢本町と旧鳴瀬町は、共に基地を抱える町として基地との一体感、基地との協力協調を掲げ、平成17年4月1日合併し、約44,000人の市として誕生した。

新市総合計画の策定が進む中、松島基地周辺の騒音対策、基地周辺の土地利用、各種環境整備は急務であり、これらを回避してのまちづくりは出来ない。

東松島市は石巻港の開発／三陸縦貫自動車道の開通と、各種のイベント実施により、急激な交通量の増大、人口の流入が相まって都市化が進み、県下では数少ない人口急増の街として発展し続けている。

騒音対策は市政の環境に関する重要課題であり、騒音区域の再告示等を長年に亘り要望してきた。過去において対策が講じられてきたが、その時代のニーズと多様化する市民の要望が満足されているとは思えない。

線引きの直近である矢本、大曲、赤井地区の一部、小野地区の一部、浜市・牛網地区等は、航空機の離着陸、上空飛行等直接影響を及ぼす、いわゆる「WECPNL（うるささ指数）」の高い地域である状況の中、F-2Bの配備と本格的教育が開始された近年、T-2型機に比較しても体感的、感覚的な圧迫感等によって、市民はますます国の対応に不信を招くものになっている。加えて、T-4ブルーインパルス在市街地上空での低空飛行での訓練やヘリコプターの低空飛行は、騒音や振動（周波数帯）の増大があり、住民の不安感を増幅させるものとなっている。

また、長年に亘る天象・気象の変化、まち並みの変容等、これらによつての「音」や「振動」「周波数」の影響は論を待たない。さらに、該当する地域の生活環境（市民の流入、店舗、幹線道路等）の変化も大きく影響している要素となっている。

故に、本市は新生「東松島市」として、「あおあおと みずみずしい 心が集う都市」を将来像に、恵・愛・快・感・志・想の、まちづくりの心が集う一体性ある発展を目指し、新市総合計画を策定中ではあるが、典型7公害と言われる公害、基地が抱える故の「騒音」「振動（周波数）」の環境問題は、国民の権利として十分な対策措置を要望すべき時代にあるとの認識に立ち、特に政府の目指す地方自治体の権利や責任において、国の安全保障という国策を進めることを、周辺住民に十分な配慮をもつ

て実施されますよう要望致します。

現在の騒音区域の告示は、昭和61年2月25日指定されたもので、すでに18年余経過している状況を踏まえ、平成17年2月以降実施されてきた数度にわたる騒音調査は、関係中央省庁を始めとし、関係機関等に対する陳情要望活動の成果であり、その配慮に敬意を表します。

今回の見直しに当たっては、特に県としての問題解決の為の調査・調整や意見が重要な位置づけとなることから、東松島市の住民の意見を十分配慮した調整とするよう要望するものです。この際、環境基準1種・2種区域の騒音度の過去におけるデータ分析にも配慮し、是正処置等行う時期である。

東松島市が長年にわたり国に対し、強く要望してきた見直しが成就する段階にきた今日、次の事項について、本市と一体となった要望活動・調整を国に対し行うよう要望致します。

- 1 地元東松島市の要望が十分反映できるよう、国に働きかけること。
- 2 市が独自に測定をしている騒音データの分析と県が保有する環境基準関連資料を十分活用すること。
- 3 環境基準第1種、第2種区域の見直し・対策を国等に働きかけること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成18年3月15日

東松島市議会議長 三 浦 昇

宮城県知事 村 井 嘉 浩 様